彩北広域清掃組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 11 月 2 日

彩北広域清掃組合
管理者 行田邦子

彩北広域清掃組合規則第7号

彩北広域清掃組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

彩北広域清掃組合職員の通勤手当に関する規則（平成１２年組合規則第８号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「自動車等」の次に「（以下「自動車等」という。）」を加える。

第４条第１項第２号中「運賃等」を「同条第１項第１号に規定する運賃等（以下「運賃等」という。）」に改める。

第６条中「任命権者が」の次に「条例第１０条第１項第１号に規定する」を加える。

第９条第１項中「（次項」の次に「及び第９条の４第２号」を加える。

第９条の２の見出しを「（自動車等使用者に係る通勤手当の額）」に改める。

第９条の４中「掲げる職員」を「規定する職員」に改める。

第１０条の４第３項中「第１項３号」を「同条第１項第３号」に、「第１０条の１１第３項」を「第１０条の１１第１項」に改める。

第１０条の１１を次のように改める。

（支給日等）

第１０条の１１　条例第１０条第７項の組合規則で定める通勤手当は、１箇月当たりの運賃等相当額等（第９条の４第３号に規定する職員に係るものを除く。）、条例第１０条第２項第２号に定める額（第９条の４第２号に規定する職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）及び条例第１０条第５項第１号に定める額の合計額（第１１条の２第２項において「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が１５万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第１０条第７項の組合規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

２　条例第１０条第７項の組合規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

⑴　職員に新たに条例第１０条第１項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給料の支給日（条例第５条に規定する期日をいう。以下「支給日」という。）以後となる場合

⑵　職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の支給日以後となる場合（次条第２項第２号又は第３号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

３　条例第１０条第７項の組合規則で定める日は、支給日とする。

４　条例第１０条第７項の規定により支給日までに第４条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

５　支給単位期間（第１項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（第１２条において「支給単位期間等」という。）に係る支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第１１条の見出しを「（支給の始期、終期等）」に改め、同条第１項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第２項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

⑴　通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に規定する場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第４条の規定による届出が、当該事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

⑵　通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に規定する場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

⑶　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして管理者が定める場合　管理者の定める月

イ　アに規定する場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第１１条に次の１項を加える。

3　前項第３号アに規定する場合における同号アに定める月の支給額は、管理者が定める。

第１１条の２第１項中「係る」の次に「通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として管理者が定める場合に係る」を加え、同条第２項第１号中「第９条の３第１号」を「第９条の４第１号」に、「、１箇月当たりの運賃等相当額」を「、１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「第９条の３第２号」を「第９条の４第２号」に改め、同号アを次のように改める。

ア　イに規定する場合以外の場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ)　(ｲ)に規定する場合以外の場合　前項第２号に規定する事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が１５万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃、特別料金等の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(ｲ)　前項第２号に規定する事由が生じ、前条第２項第１号又は第３号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が１５万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等及び駐

車場等）に係る通勤手当の額

第１１条の３第１項第１号中「当該各号」を「次」に改める。

第１１条の４第２項を次のように改める。

２　月の途中において派遣等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第１１条の４第３項を削る。

様式を次のように改める。

様式(第4条関係)

通　勤　届

年　月　日提出

彩北広域清掃組合管理者　様			勤務場所		
			所在地		
所属		職		氏名	
住居					

彩北広域清掃組合職員の通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

主たる届出理由
1　新規(異動の場合を含む。)
2　住居の変更
3　通勤経路の変更
4　通勤方法の変更
5　運賃等の負担額の変更
上記事実発生年月日
年　月　日

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1		住居から(　経由)　まで	.　km	時間　分			
2		から　まで	.				
3		から　まで	.				

自動車等に係る有料駐車場の利用状況	有・無	契約形態	月極・複数払(　月分)	駐車場等の料金(月額)	円

通勤経路の略図(経路朱線)

□ (駐車場等を利用する場合)職員の配偶者若しくは給与条例第8条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして管理者が定める施設でない

総通勤距離	.　km
総所要時間(概算)	時間　分
平均1箇月間の運賃等の負担額	円
総通勤距離片道2km未満の場合・・・・交通機関等を利用する理由	
他に利用し得る交通機関等がある場合・・・・・・その名称及び利用区間	

【条例第10条第3項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】　新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1		住居から(　経由)　まで	.　km	時間　分			
2		から　まで	.				
3		から　まで	.				
4		から　まで	.				
5		から　まで	.				

総通勤距離	.　km	総所要時間	時間　分

確認及び決定欄(提出者は、記入しないこと。)　　年　月　日受理

順路	算出の基礎となる交通機関等 交通機関の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	1箇月の運賃等の算出基礎	1箇月の運賃等の額
1					
2					
3					

彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例第10条及び通勤手当に関する規則に規定に従い、とおり確認する。

年　月　日

所属長職
氏　名　　㊞

決定事項		
条例第10条第1項の該当理由	通勤距離片道2km以上	1　交通機関等利用 2　自動車等使用
	通勤距離片道2km未満	1　障害
通勤手当の月額	規則第9条の額	円
	条例第10条の額	円
支給の始期終期等	年　月　日	開始 改定 終了
非該当理由		

記載上の注意
1　この届出には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
2　「主たる届出理由」欄には、この届を行う主たる原因の数字を○で囲む。
3　「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、○○バス、○○線等の別を記入する。
4　「乗車券等の種類」欄には、6箇月定期、10枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入する。
5　「左欄の乗車券等の額」欄には、6箇月定期、10枚つづり回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
6　「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
7　駐車場等に係る通勤手当を請求する者は、「通勤経路の略図(経路朱線)」に駐車場等の位置を示すこと。
8　駐車場等に係る通勤手当を請求する者は、駐車場等の利用に係る契約書または領収書の写しを添付すること。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。